

【重要事項説明書】介護保険(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護) 訪問看護の提供にあたり、事業者が説明すべき重要事項 は次の通りです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください

## 1 法人の概要

法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構
所在地	東京都港区高輪3丁目22番12号
連絡先	03-5791-8220
代表者名	山本 修一

## 2 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属訪問看護ステーション
所在地	滋賀県大津市富士見台16番1号
連絡先	077-537-4841
管理者名	川上 亜希子
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	2560190346 号
通常の事業実施地域	大津市内(栗津、石山、打出、皇子山、北大路、瀬田、瀬田北、田上、南郷、その他応相談)

### (2) 営業時間

平日	8:30~17:15
定休日	土・日・祝日 12月29日~1月3日

### (3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24時間対応

### (4) 職員体制

職種	看護師
管理者	1名(常勤兼務) 常勤換算で0.4名
看護職員	5名(常勤専従) 1名(常勤兼務) 常勤換算で5.4名

### (5) 職務内容

#### 管理者

- 1 主治医の指示に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理を行う。
- 2 (介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。
- 3 従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 4 看護職員等に対して、法令等の規程を遵守させるため必要な指導及び管理を行う。

#### 看護職員

- 1 指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図る。
- 2 主治医の指示に基づく(介護予防)訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得る。
- 3 利用者へ(介護予防)訪問看護計画書を交付する。
- 4 指定(介護予防)訪問看護の実施状況の把握及び(介護予防)訪問看護計画書の変更を行う。
- 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行い、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護（介護予防）支援事業者と連携を図る。

(6) 通常の事業の実施地域

大津市内（粟津、石山、打出、皇子山、北大路、瀬田、瀬田北、田上、南郷、その他応相談）

(7) 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

電話番号	077-537-4841
FAX 番号	077-537-4841
担当者	川上 亜希子

○ ご不明な点はお尋ねください。ご相談・苦情については各市区町村でも受付けております。

大津市介護保険課 電話番号	077-528-2753
FAX 番号	077-526-8382
滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号	077-510-6605
FAX 番号	077-510-6606

### 3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護もしくは要支援状態と認定されたご利用者様に対し、（介護予防）訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な（介護予防）訪問看護のサービスを提供します。（介護予防）訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な（介護予防）訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) サービス内容

- 1 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- 2 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- 3 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- 4 療養生活や介護方法の指導
- 5 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- 6 カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- 7 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 8 終末期の看護

## 4 利用料金

(1) (介護予防) 訪問看護料金

(介護予防) 訪問看護料金については、別紙 (重要事項説明書) 利用料金表をご確認ください。

(2) 介護保険ご利用の場合は、交通費はいただきません。

(3) その他介護保険給付対象外サービス

ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、衛生材料などの費用はご利用者様の負担になります。

複写物については、独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院の規程に準じた費用をご負担いただきます。(1枚10円)

(4) キャンセル料金

ご利用者様のご都合で(介護予防)訪問看護サービスを中止する場合は下記のキャンセル料をいただきます。

キャンセルされる場合は(介護予防)訪問看護ステーションまでご連絡ください。

当日、(介護予防)訪問看護予定時間までにご連絡をいただいた場合	無料
当日、(介護予防)訪問看護予定時間までにご連絡をいただかなかった場合	利用者負担分の50%

(5) 利用料金のお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日過ぎに請求しますので、その月の末日までにお支払いください。

## 5 サービスの利用方法について

(1) サービスの利用開始

主治医、看護師、または介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護ステーション看護師がお伺いしてご説明いたします。

契約締結後、(介護予防)訪問看護計画書作成し、サービス提供を開始いたします。

なお、居宅(介護予防)サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。その他料金に関しては別紙参照。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに訪問看護師にお申し出ください。

ただし、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が2週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに通知いたします。

③ 契約解除

当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

ご利用様が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合は、終了させていただく場合があります。

利用者様やご家族様が当事業所の従業員に対して、訪問看護の提供を継続し難いほどの背信行為（利用者様・ご家族様による暴言・暴力、あるいはセクハラ行為等）を行った場合において、訪問看護の提供を停止しても、利用者様の健康・生命に支障がない場合については、当事業所は書面で通知することによって即座に訪問看護の提供を終了する場合があります。

#### ④その他

ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6 緊急時・事故発生時の対応について

- (1) サービスを行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送等の措置を講じ、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行います。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (4) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 7 人権擁護・高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、周知していきます。
- (6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

## 8 身体拘束等の適正化について

当該事業所は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

## 9 非常災害時対策について

当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね年に2回以上研修を開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

## 10 衛生管理について

当事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

感染症の発生予防、蔓延を予防するために、指針、および業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね2回以上研修を開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 11 重要事項の掲示について

当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え福祉会ホームページに掲載します。

## 12 利用者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。

## 13 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳重に行っています。
- (2) 当事業所では、居宅サービス計画にそって、ご利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次のとおりです。

- ① 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
- ② 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとします。
- ③ 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用することとします。

## 1 4 暴力団排除について

事業所を運営する法人の役員および訪問看護ステーションの管理者その他従業者は、暴力団員（暴力による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）であってはならない。

また訪問看護ステーションは、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

## 1 5 苦情対応について

- (1) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (2) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。
- (3) 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情申し立てることができます。